

# 金融ジェロントロジーからみた 高齢社会対策大綱へのインプリケーション

慶應義塾大学 駒村康平

金融資産の管理・運用(年齢別の克服)  
代理・信託の活用(金融)

大相続時代に備え  
スムーズな資産相続・承継の整備(金融)

消費者問題への対応  
(脆弱性への対応)(消費者保護)

特殊詐欺への対応(警察、消費者保護)

ダークパターンへの対策(消費者保護)

個人情報保護法の課題(制度改革)

経済的虐待への対策(福祉、金融、消費者保護)  
民間企業によるセンサー機能(金融、薬局、スマホ  
等)

申請主義に関わる課題(福祉)  
福祉関連サービスの手続きの簡素化と支援の充  
実と職権の利用

## 全体と通じて

- ・高齡問題を「我が事」と考える（共生社会）
- ・「多様」、「曖昧」、「声のあげにくい（わかりにくい、メタ認知）」問題が増える。

### 1：ジェロントロジー

- ・老年学→加齡学
- ・老年学だと若い世代が関心を持たない。
- ・加齡学だと全員の問題

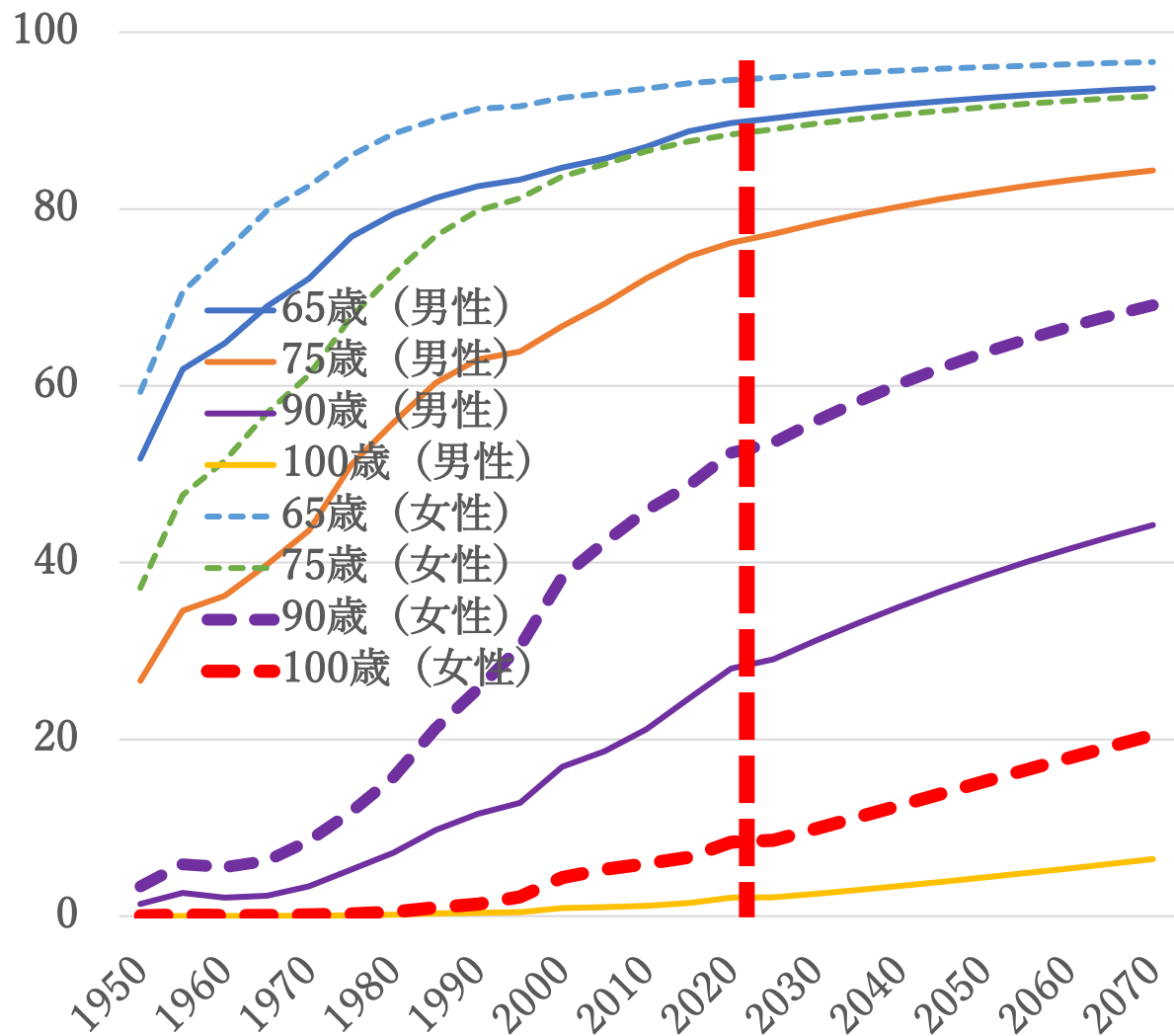
### 2：高齡化率

- ・人口に占める高齡者（65歳以上あるいは75歳以上。世論調査だと・70歳以上が高齡者）の割合の上昇（社会問題）
- ・認知症＝他人事？

### 3：高齡期の長期化（人生90年時代から100年時代へ。お金を持ったまま認知機能低下する）

- ・人生に占める高齡期（認知機能の低下）の長期化。
- ・アルツハイマー型認知症新薬の効果（MCI増加は介護問題から経済問題へ）
- ・医療と介護の整備だけでは、地域生活を続けることはできない。
- ・生命、健康と財産（経済力を「使える」も重要）（「お金がある」と、それを使えるかは別もの）
- ・ほぼすべての人が人生の後半で認知機能の低下を経験する＝我が事

# 特定年齢までの生存率%、人生90年時代の到来



1. 現在、全体40%近い人が90歳以上まで生存する。
2. 最頻死亡年齢はすでに90歳に接近している。

	2020		2040		2070	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平均寿命	81.58	87.72	83.57	89.53	85.89	91.94
寿命中位年齢	84.54	90.51	86.4	92.23	88.61	94.41
最頻死亡年齢	89	93	90	94	92	96

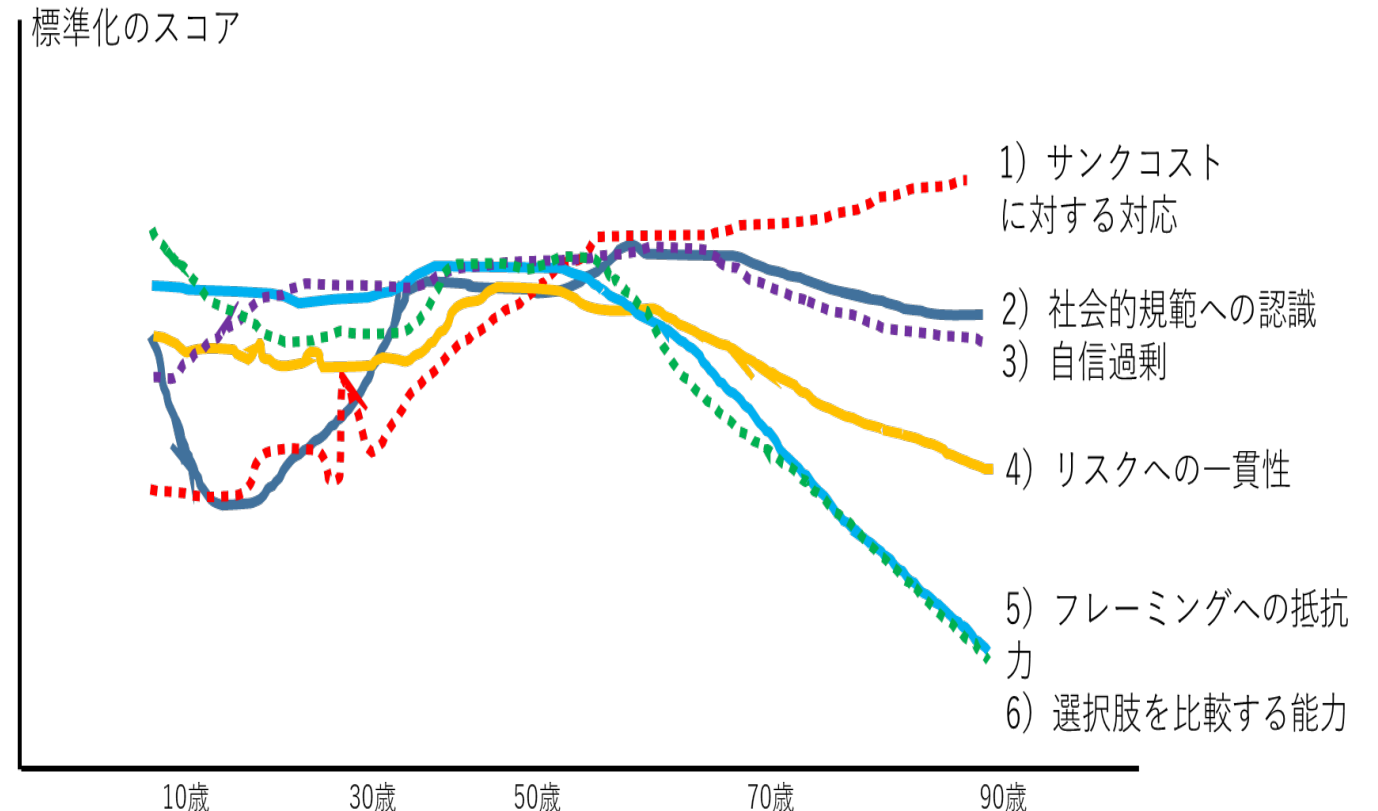
出典：国立社会保障・人口問題研究所（2023）「将来日本の人口推計」

# 加齢に伴い変化する意思決定（正常加齢）

## 「正しい決定」からの「ずれ」はどのように起きるのか

### 加齢に伴い維持、低下、上昇するものとは？

- 1) サंकコストに対応できる（損切りができる）。
- 2) 社会的なルールを守らなくなる。  
（そのくらいのルール破っても大丈夫）
- 3) **自身過剰になる。**  
（私は絶対、オレオレ詐欺には引かからない）
- 4) リスクの比較が苦手になる。
- 5) **相手の説明、表示に誘導される（フレーミング脆弱性）。**（通常価格1万円でも今日だけ3000円）
- 6) 選択肢を比較する能力が低下する。  
→「この手術の成功率は60%」VS「この手術の失敗率は40%」



出典：Strough, J., Parker, A. M., & de Bruin, W. B. (2015). Understanding life-span developmental changes in decision-making competence. In *Aging and decision making* (pp. 235-257). Academic Press.

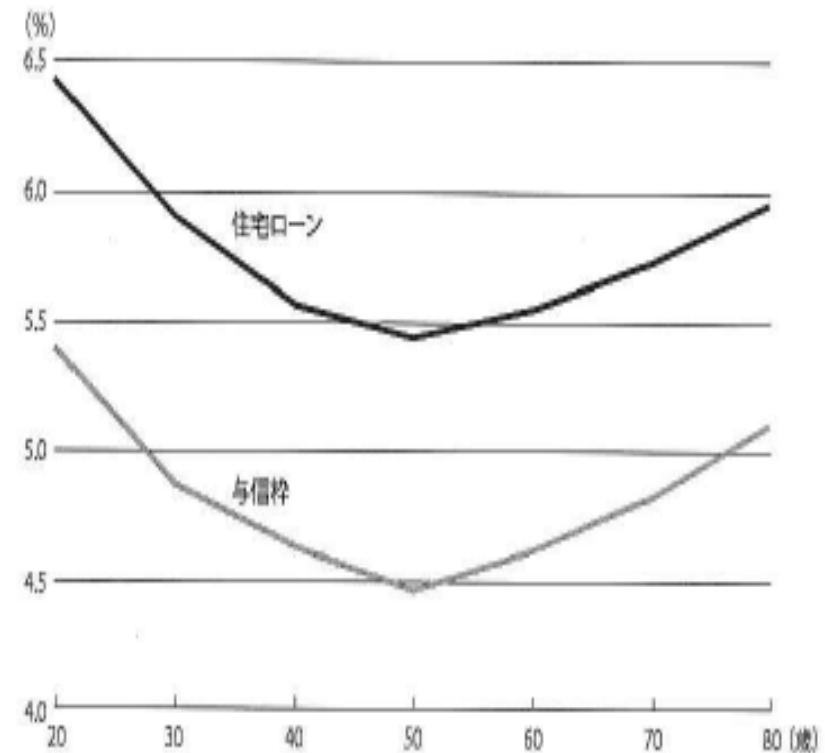
# 年齢によって金融資産の管理能力は変化していく

## 認知機能とリテラシー、経験のバランスによって影響を受ける

- ・2000年～2002年にかけて、金融機関から14,800程度の個票データを分析し、年齢によって住宅ローン等の際に設定される実質金利（APR = Annual Percentage Rate）がどのように変化するかを分析。
- ・APRは、クレジットヒストリー（クレジットカードの限度額使用率、支払い履歴、破産などのネガティブ情報）のスコアが低い場合、金利が高く設定される。
- ・金融資産の管理能力は、50代前半でピークになる。「**スイートスポット**」

Agarwal S, Driscoll J, Gabaix X, Laibson D (2009) The age of reason: Financial decisions over the life-cycle and implications for regulation. *Brookings Papers on Economic Activity* 2009: 51-117.

図表1-9 年齢と実質金利（APR）の変化



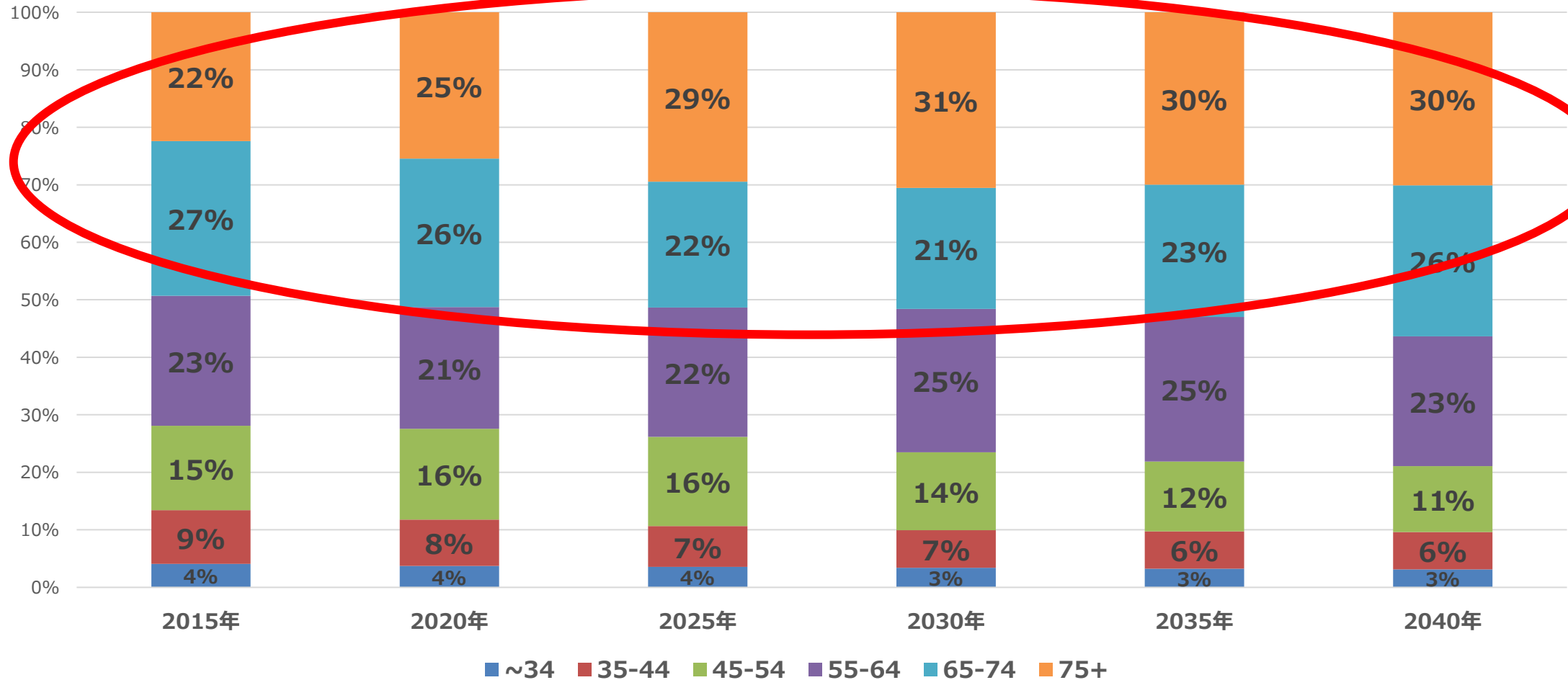
(出所) Agarwal S. et al. "The Age of Reason: Financial Decisions over the Life Cycle and Implications for regulation," *Brookings Papers on Economic Activity*, Fall 2009.

# 「金融資産」の高齢化

## 75歳以上の保有割合が2030年には31%

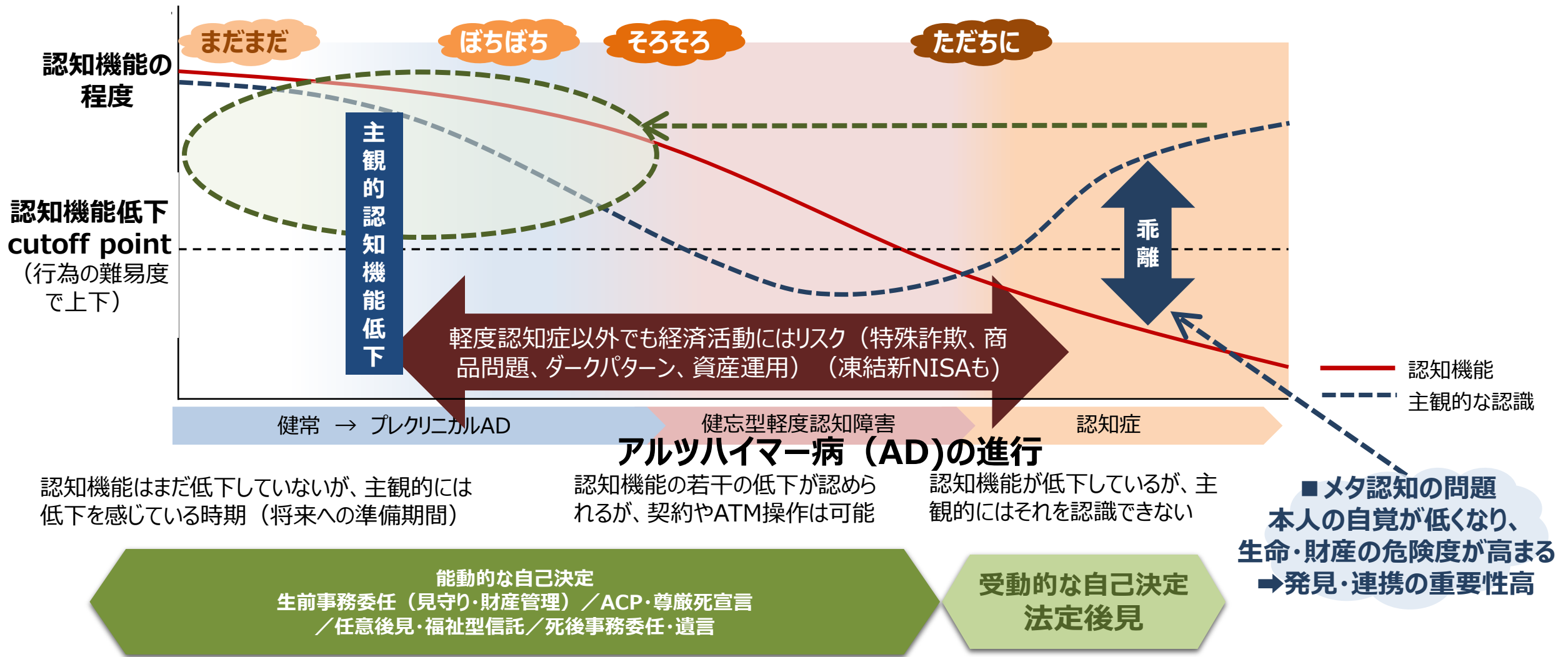
金融資産の高齢化（年齢別金融資産の保有割合の推計）

日本の世帯数の将来推計(全国推計)Ⅱ(2018年推計)より作成



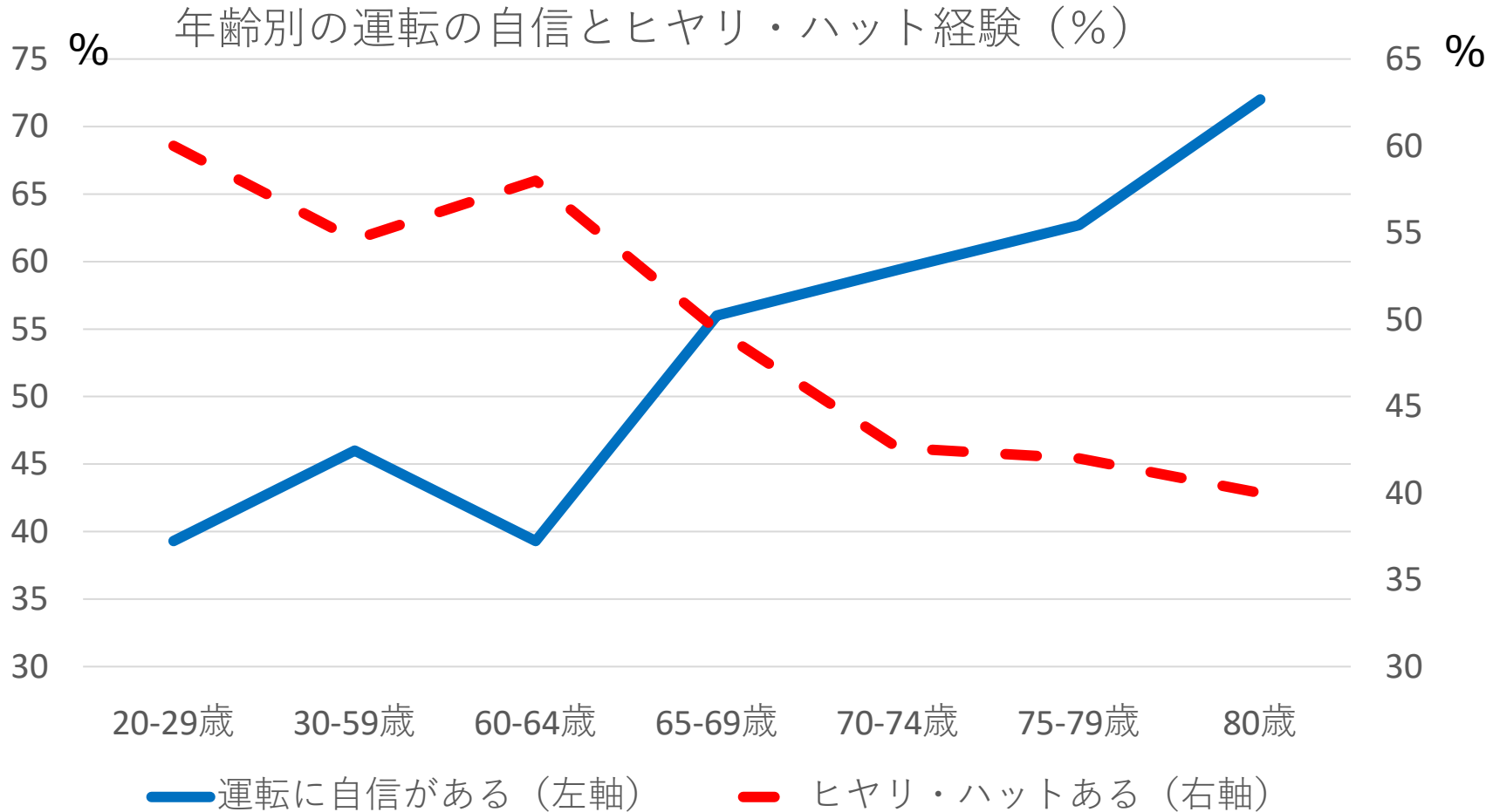
# 動的に変化する認知機能とメタ認知の問題

認知症の治療・介護という**医学モデル**から、認知機能の変化に着目する**社会モデル**へ



Ávila-Villanueva, M., & Fernández-Blázquez, M. A. (2017). Subjective Cognitive Decline as a Preclinical Marker for Alzheimer's Disease: The Challenge of Stability Over Time. *Frontiers in aging neuroscience*, 9, 377. <https://doi.org/10.3389/fnagi.2017.00377>

# 年齢とメタ認知の問題



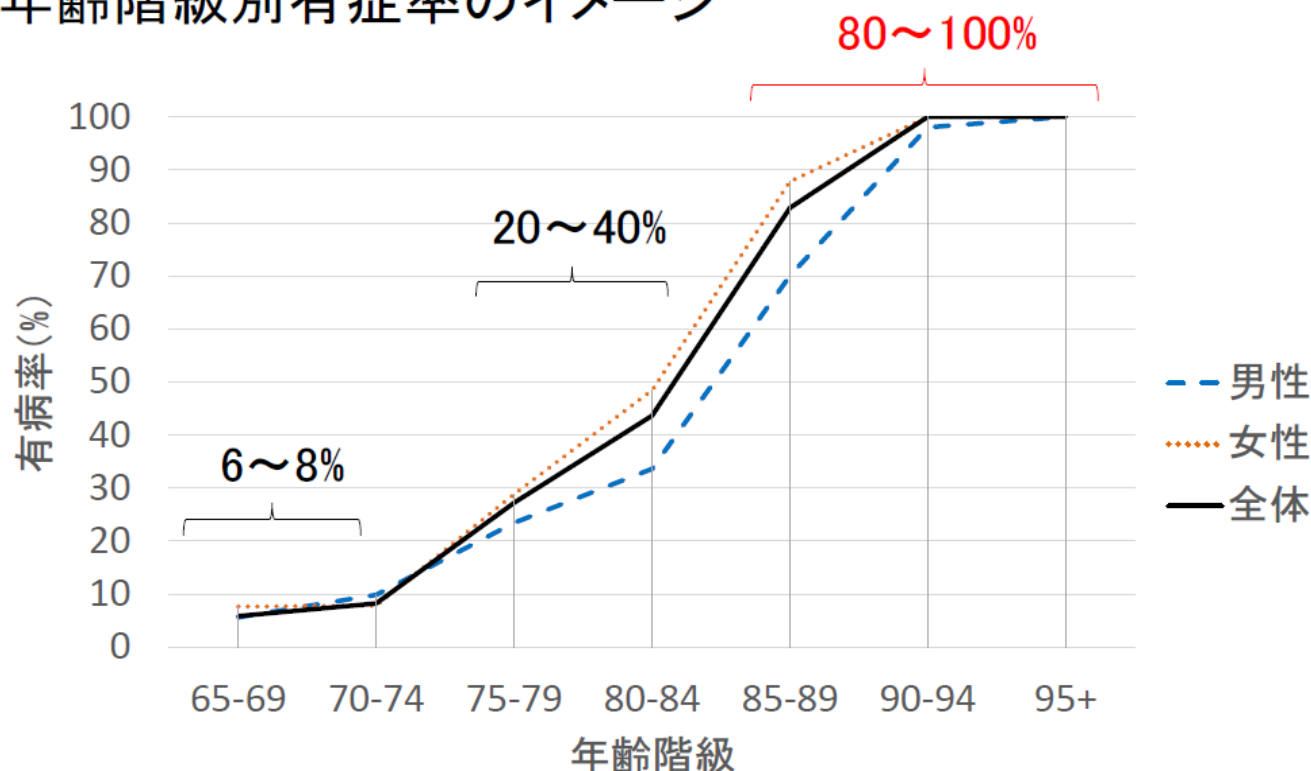
1. 年齢とともに車の運転に関する自信が上昇する。
  2. 年齢とともにヒヤリ・ハットを経験しなくなる。
  3. 高齢者の自動車事故の発生率は若い世代の2から3倍
- 自分自身の運転能力を把握できなくなっている。**

出典:MS&ADインターリスク総研株式会社「高齢者の自動車運転に関する実態と意識」(2021年)より著者作成。



# 年齢別のMCIおよび認知症の有症率

高齢者におけるMCIまたは認知症の  
年齢階級別有症率のイメージ



- 1 : MCIは日常生活に大きな障害をもたらすわけではない。しかし、経済活動には影響を与える。
- 2 : アルツハイマー型認知症の新薬は認知症の進行を遅らせるが、軽度認知症は増大する。
- 3 : 介護・医療の負担は軽減するが、経済問題が発生する。
- 4 : 曖昧で、表明化しない（助けて求めない）ような問題が増大する。

MCIの有症率が認知症の有症率とほぼ同等と見なして作成した。

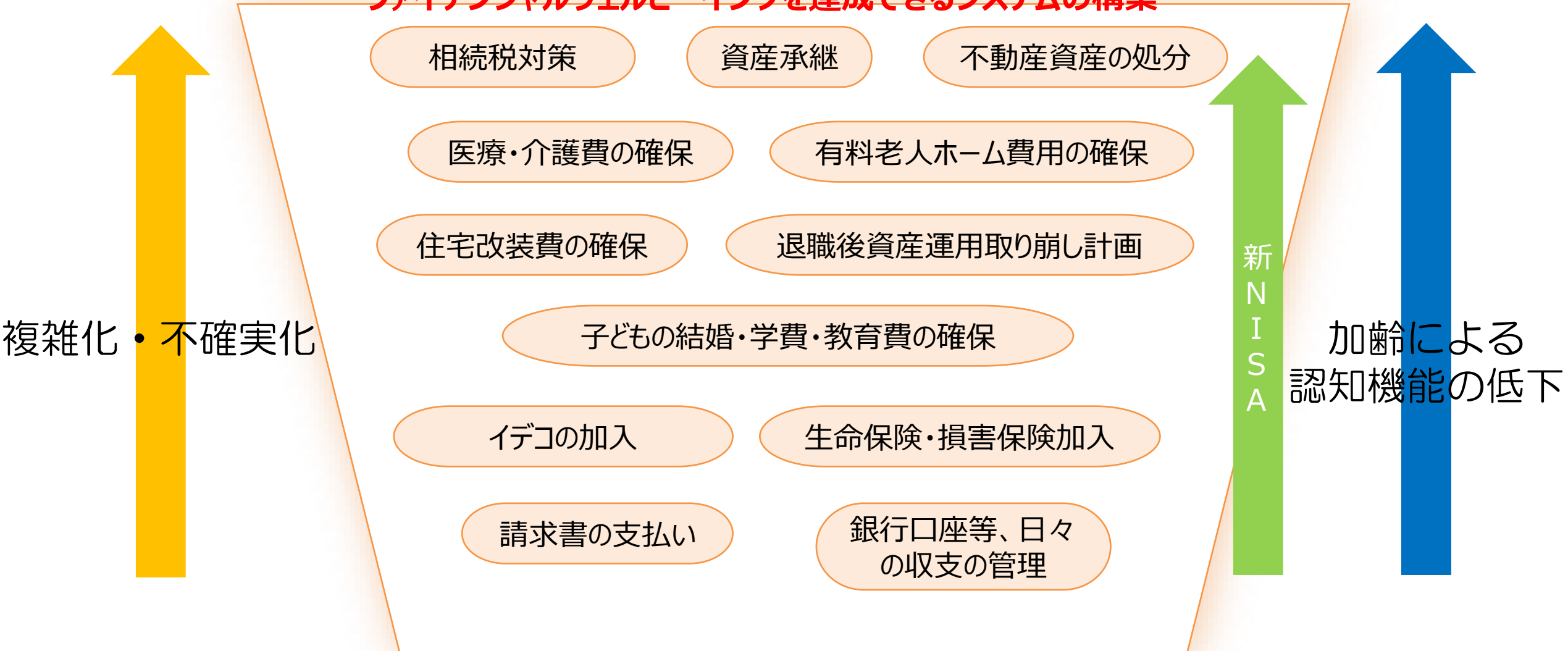
8

出典：東京都健康長寿医療センター 栗田主一「高齢者の特性を踏まえたサービス提供のあり方検討会資料」

# 資産管理・運用を巡る年齢の不都合な真実（不都合な台形）

年齢とともに、複雑・不確実な対応（そして金額）が増えるが、認知機能は逆に低下する

## ファイナンシャルウェルビーイングを達成できるシステムの構築

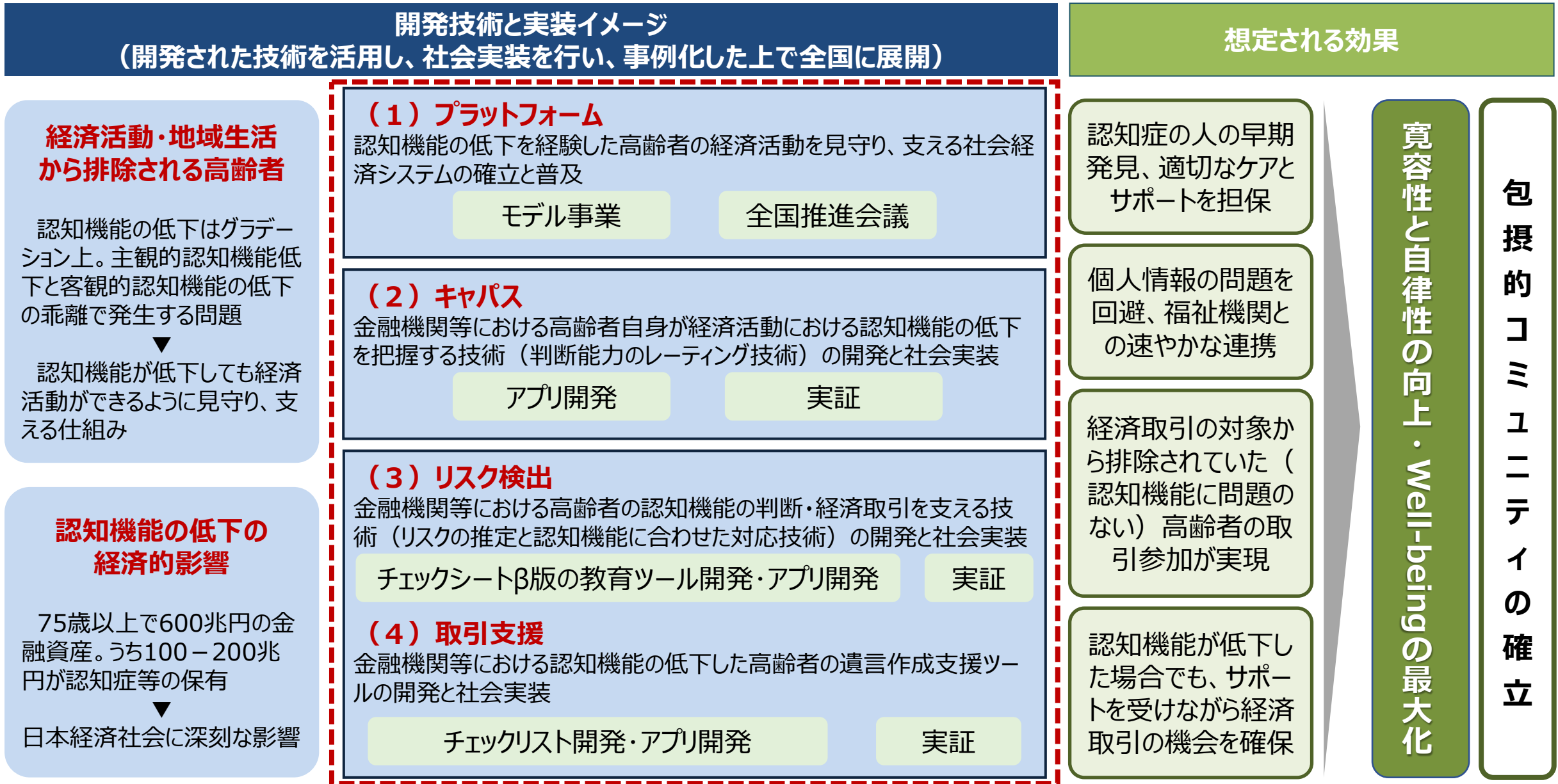


出典：駒村編著（2023）『エッセンシャル金融ジェロントロジー（第2版）』

# 金融機関は何に困っているのか？

- 出典：COLTM（2020）『高齢顧客の判断能力評価、及び意思決定支援における金融業界全体のルール策定についての提言』

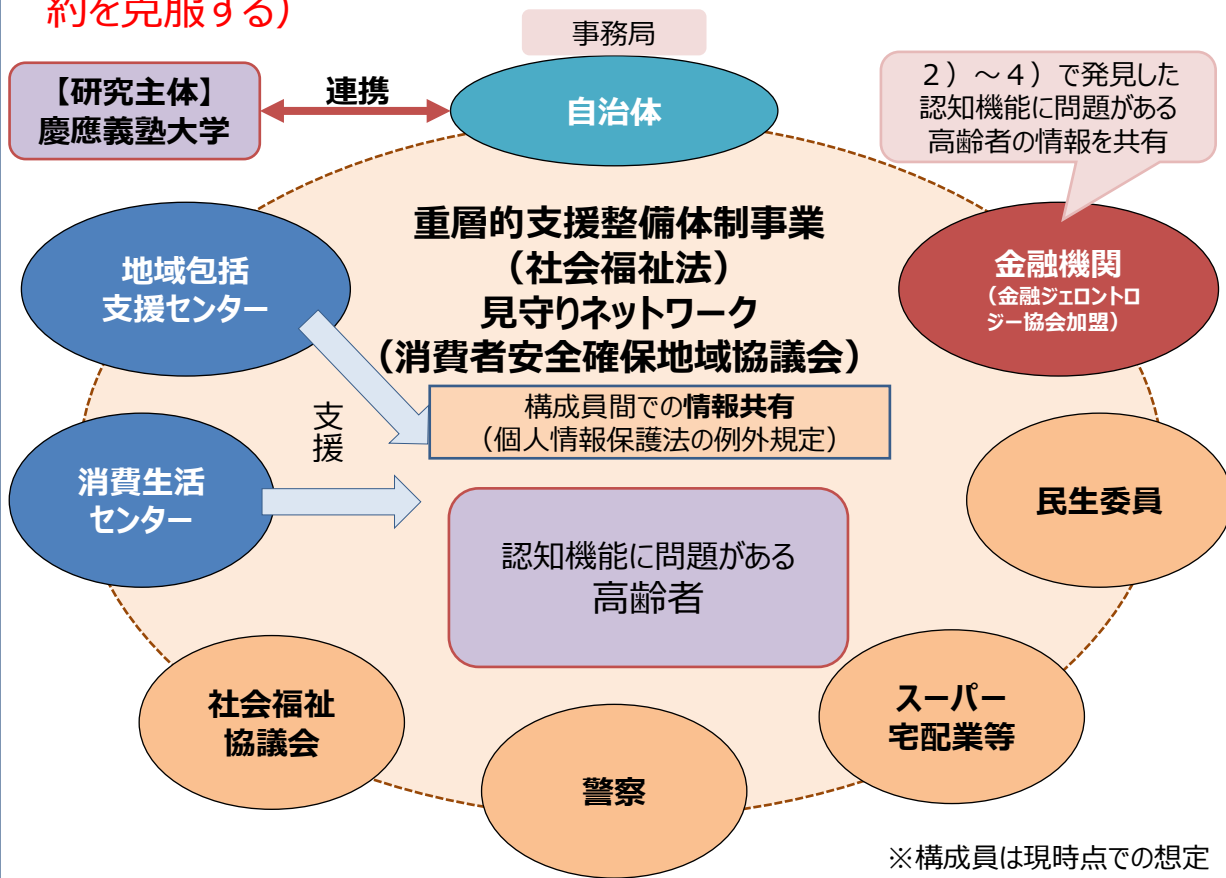
場面	影響する症状	予想される困りごと
来店時	記憶障害	来店目的がわからない
		一日に何度も来店する
金融商品の 契約時	見当識障害	自分が銀行にることがわからない
	記憶障害	説明された内容を覚えられない
	見当識障害	職員を認識できない
	実行機能障害	手続きの手順が把握できない
	理解力・判断力の低下	職員の言葉の意味が理解できない 契約内容の損得が把握できない 契約締結の可否が判断できない
現金の取引時	記憶障害	取引する具体的な金額を覚えていない
	実行機能障害	ATMの使い方がわからない
契約後 取引後	記憶障害	契約の内容、あるいは取引したこと自体を覚えていない 通帳や印鑑、契約書の保管場所が思い出せない
	見当識障害	次回の来店日が把握できない
	実行機能障害	契約や取引に関するトラブルが発生した際の対処の手順がわからない
	理解力・判断力の低下	契約を継続すべきか、あるいは解約すべきかの判断ができない



# 金融と福祉の連携（金福連携（資産のケア））

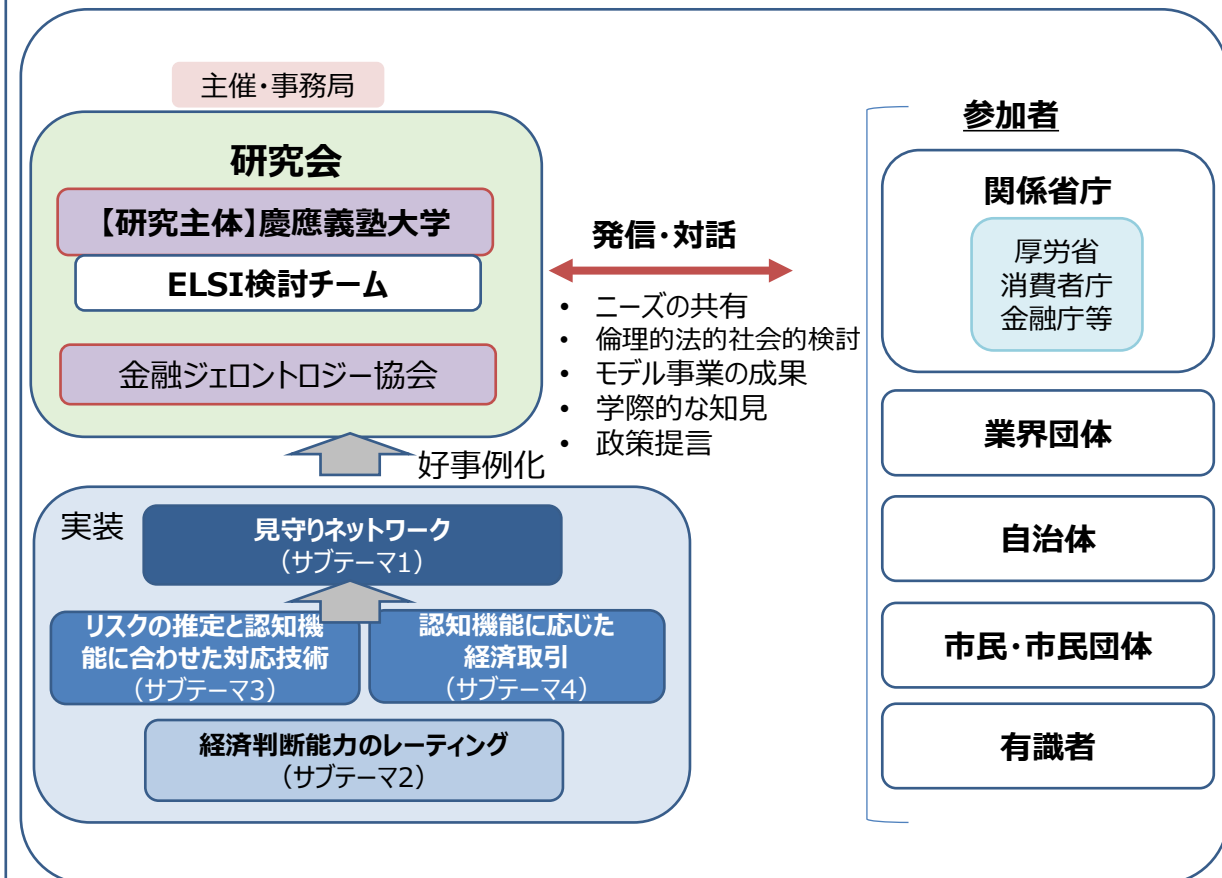
## モデル事業

実証地域において、金融機関等が発見した認知機能に問題のある高齢者の情報を関係機関が共有し、見守る仕組みを自治体と連携し、確立する。**（情報共有の問題として、個人情報保護法の制約を克服する）**



## 全国推進事業

金融ジェロントロジー協会等とともに、研究会を設置し、モデル事業の成果の発信や、学際的な知見の共有、政策提言等を行うシンポジウムを開催し、社会実装を推進する。



## 金融機関

営業店9店舗

## 包括2か所 地域包括支援センター・社会福祉協議会

- すべての店舗で、以下の事象が日常的に発生
  - ・ATM操作が困難、物盗られ妄想、特殊詐欺未遂
  - ・入院施設費の支払困難、口座振替内容問合せ
  - ・通帳やキャッシュカード等の紛失・暗証番号失念
- おひとりさま・家族と疎遠・不仲な顧客が多くみられる

顧客の困りごと

- 連携金融機関に限らず、金融機関全般にかなりの負担が生じている
- マンション管理人からの相談も増加
- おひとりさま・家族と疎遠・不仲な顧客が多くみられる

- 顧客がどのような状態（認知機能の低下の状態）のレベルであれば支援を求めてよいのか判断に悩む
- 個人情報保護の問題は慎重な姿勢
- 家族からのクレーム発生の可能性も不安

連携状況

- 毎月情報誌「みまもりだより」を店舗に配布している
- 協定の締結前から個別に連携は図ってきている
- 要望があれば営業店に駆け付けたり、後日自宅へ訪問が可能

- 金融取引を通じて生活課題を捉える（虐待案件）
- 本人の同意は書面によるべきものとする

両者の視点の違い

- 生活課題の一部として金融取引を捉える
- 本人の同意は口頭で取るものとする

- 福祉や福祉サービスに対する学習意欲は高い
- 福祉への連携がもたらす顧客や金融機関へのメリットを実感できていない

連携強化への意欲

- まずは気軽に相談して欲しい
- 連携の成功体験の共有や地域ケア会議などへの参加・情報交換会などは前向きに検討

- **軽度認知障害でも、お金の管理には大きなリスクが発生する。**
  - 特殊詐欺、消費者問題、投資詐欺等経済的虐待を受けるリスクが上昇
  - 自分の生活のために自分のお金を使うことができない。資産の見守り
- **認知機能低下がみられる高齢者対応は、さまざまな現場で多大な負担**
  - ヒアリング実施店舗すべてで、認知機能低下が疑われる高齢顧客対応が業務が増加
  - 本人不在の中、家族単独での来店時の対応に大きな課題
- **福祉へのスムーズな連携には、明確な対応ルールが必要**
  - 地域包括支援センターに **どのような状態の顧客を連携すべきか判断に悩み（判断が難しい）**
  - 個人情報保護法の制限の問題（同意が取れない場合）
  - 見守り協定に基づく連携でも、家族等からの **クレーム・トラブルに怯え**
- **福祉と金融の連携（金福連携）には、定期的な相互理解の機会が必須**
  - **福祉サービスへの学習意欲を持つ窓口職員は多い**
  - 定期的な情報交換の場におけるコミュニケーションを通じて相互理解を深める
  - 顧客や家族を対象とした手続やサービス案内・老後生活の学び等の周知を図る

# まとめ

1：金融×福祉×デジタル（点と点をつなげる）

2：人生90年、100年時代の暮らしかた

**バルテス「選択的最適化理論SOC」による自律**

「加齢による機能の変化を受け入れ、主体的に目標を修正し、今ある資源を有効に使って生活する」→これを支える社会を作る（表示、意思決定を支える。時としてさりげないお節介も（個人情報保護に関わる）

1) 目標の選択（S選択）：成長→幸福（ファイナンシャルウェルビーイング。資産を増やすだけでなく、自分の幸福のためにお金を使う）

2) 資源を最適に使う（O最適）

3) 低下した能力を他者（代理・信託）、技術（デジタル）で補う（C補償）



# 参考資料

## 金融庁市場ワーキング・グループ報告書

本人が望む場合に、認知判断能力の低下・喪失後も資産運用を続けられることが望ましい。

成年後見制度における資産管理のあり方について、わが国においても、**米国のプルデント・インベスタールールの考え方なども参考にしながら、本人意思の尊重と財産保護という二つの両立を図るための方策を、関係省庁等が連携して検討していくべき。**例えば、信託サービスや投資一任サービスなど、資産管理が難しくなった本人に代わって、本人から信頼された者が受託者（フィデューシャリー）として、本人意思に沿って、資産管理を行うサービスが挙げられる。その際には、認知判断能力が低下・喪失した後でもあっても、予め明らかにされた顧客本人の意思を最大限尊重しながら、適切な金融取引の選択を行えることが望ましく、金融サービス提供者も今後より一層対応を進めていくべき。

# 個人情報保護法が求める本人同意

第十八条 個人情報取扱事業者は、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、**あらかじめ本人の同意を得ないで**、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 **法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合**

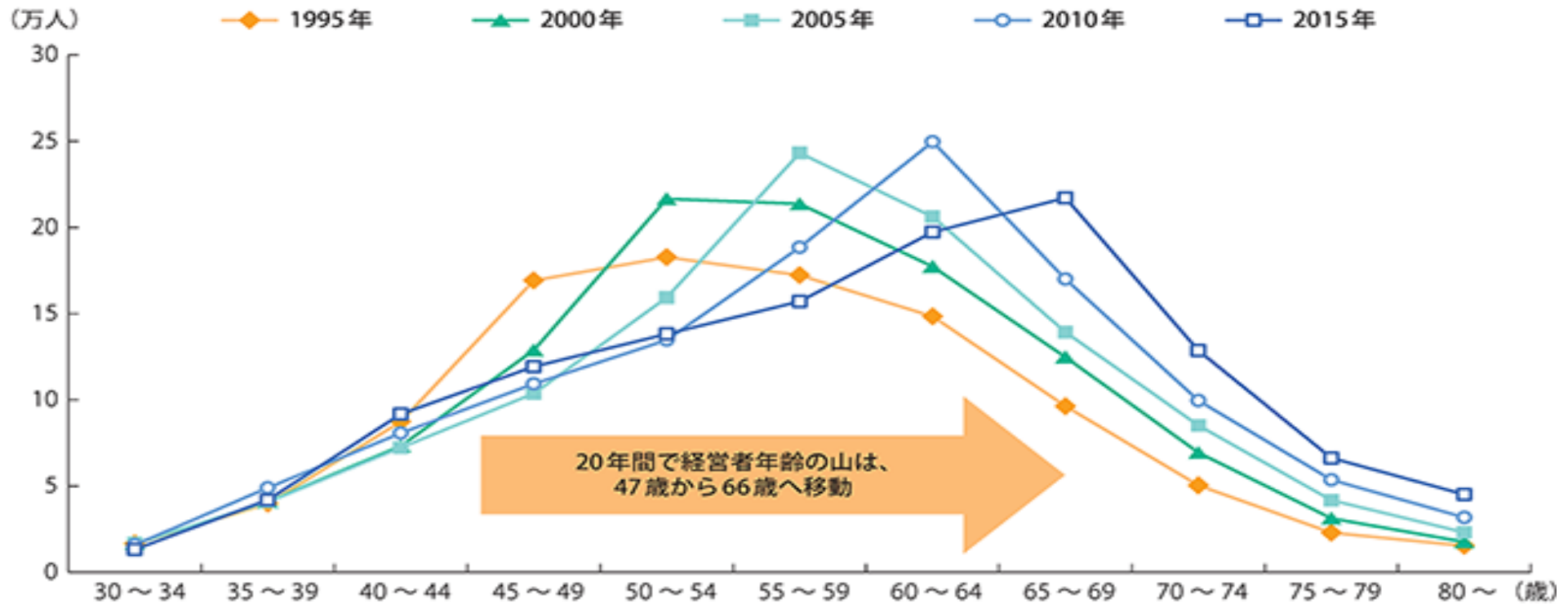
→**消費者安全法（安全確保協議会）、社会福祉法（重層的支援整備体制事業支援会議）**

二 **人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。**

→**認知機能の低下（認知症等）の扱い**

# 高齢化する中小企業経営者年齢 9年前に65－69歳（現在は後期高齢者へ）

第2-6-2図 年代別に見た中小企業の経営者年齢の分布



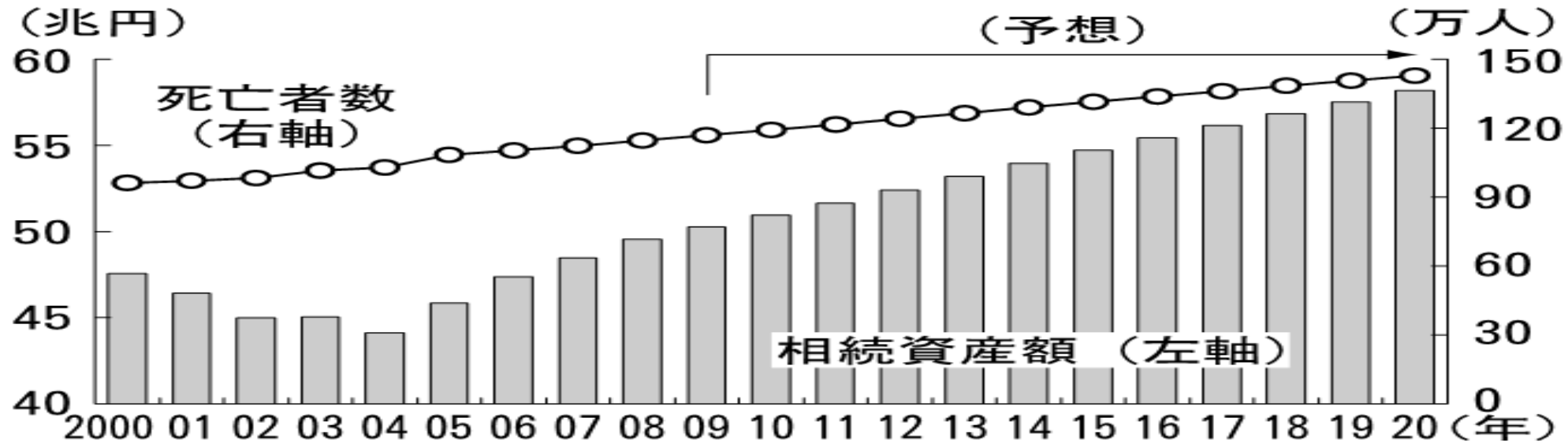
資料：(株)帝国データバンク「COSMOS2 (企業概要ファイル)」再編加工

出典：中小企業庁

[https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/h30/html/b2\\_6\\_1\\_2.html](https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/h30/html/b2_6_1_2.html)

# 増加する相続資産の規模 ファイナンシャルウェルビーイングに合う相続（遺言等の普及）

図7 相続資産規模の見通し



- (注) 1. 一人当たり平均資産額×死亡者数と、相続税対象資産の推定実勢評価額を合計して推計。  
2. 予想については一人当たり平均資産額と相続税対象資産は直近値を基に横ばいと仮定した。

(出所) 国税庁統計，総務省統計，国立社会保障・人口問題研究所統計等から野村資本市場研究所推計

出典：宮本佐知子（2010）「少子高齢化の進展で変わる個人金融資産の将来像」『財界観測』野村證券/2010年